

## 大分県環境マネジメントシステムの概要について

### 1 目的

県の事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境保全活動の推進に寄与するため、県独自のシステムを構築したものである。

### 2 運用開始 平成23年4月から

### 3 適用範囲 県の全組織の全所属（各種委員会・病院局・企業局・教育委員会・警察本部含む）

### 4 導入経緯

県では、平成11年1月に本庁3庁舎の知事部局を適用範囲としてISO14001の認証を取得し、平成21年度まで環境負荷低減に取り組んできたが、その一方で、本庁3庁舎の知事部局のみの取組であったことから、ISO14001の認証を継続せず対象を全所属に拡大して、県独自の新しい環境マネジメントシステム(EMS)を構築した。

### 5 具体的な取組 以下の5つの取組を一体的に実施、進行管理

#### (1) 対外的業務(環境施策の推進)

- ① 新環境基本計画の着実な推進
- ② 環境に配慮した公共事業の推進

#### (2) 対内的業務(エコオフィス活動の推進等)

- ③ 地球温暖化対策実行計画の推進
- ④ グリーン購入推進方針による物品調達
- ⑤ 環境法令を遵守した庁舎管理業務

(別紙1「大分県環境マネジメントシステム要綱（以下、「要綱」という。）」「スキーム図」参照)

### 6 外部評価

このシステムの取組状況等について、専門的かつ客観的な評価及び透明性を確保するため、毎年1回環境審議会総合政策部会による外部評価を行う。

#### 1 根拠 要綱第12条

#### 2 評価内容 要綱第13条

- (1) 大分県新環境基本計画に基づく施策の進捗状況、目標の達成状況等  
前述の報告のとおり（生活環境企画課）
- (2) 環境影響評価法、大分県環境影響評価条例、大分県環境配慮推進要綱に基づく事業の概要等及び大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業の件数  
別紙2のとおり
- (3) 大分県地球温暖化対策実行計画（第3期）に基づく温室効果ガス排出量の実績等  
別紙3のとおり
- (4) 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績等  
別紙4のとおり

## 大分県環境マネジメントシステム要綱

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この要綱は、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境保全活動の推進に寄与するため、大分県が独自に確立し、維持する環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (システムの適用範囲)

第2条 システムの適用範囲となる組織、事務及び職員は次のとおりとする。

- (1) 適用組織 知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、病院局、教育庁（教育機関及び県立学校を含む。）及び警察本部（警察学校及び警察署を含む。）
- (2) 適用事務 前号の組織が実施している事務事業
- (3) 適用職員 第2号の適用組織で勤務する職員等（非常勤職員及び臨時職員を含む。）

## (環境方針)

第3条 環境マネジメントシステムにおける環境保全活動の基本理念及び基本的方向を環境方針として定める。

## 第2章 環境管理組織

## (設置)

第4条 継続的な環境の保全及び改善に取り組むシステムを確立し、維持するため環境管理組織を設置する。

## (組織)

第5条 環境管理組織は環境管理総括者、環境管理副総括者、環境管理責任者、環境管理委員会及び環境マネジメントシステム推進委員会（以下「システム推進委員会」という。）で組織する。

- 2 環境管理総括者は、知事をもって充てる。
- 3 環境管理副総括者は、副知事をもって充てる。
- 4 環境管理責任者は、生活環境部長をもって充てる。
- 5 環境管理委員会は、環境管理総括者、環境管理副総括者、環境管理責任者及び環境活動責任者で組織し、環境管理総括者を委員長とする。
- 5 システム推進委員会は、生活環境部審議監及び総括環境推進員で組織し、生活環境部審議監を委員長とする。

## (職務)

第6条 環境管理総括者は、システムを総合的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 環境方針の決定及び改定を行うこと。
  - (2) 必要に応じてシステムの見直しを行うこと。
  - (3) その他システムの確立及び維持のために必要な事務を行うこと。
- 2 環境管理副総括者は、環境管理総括者を補佐し、環境管理総括者に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 3 環境管理責任者は、システムを確立し、維持するため次に掲げる事務を行う。
    - (1) 環境関連施策等、エコオフィス活動及び環境法令を遵守した庁舎管理業務の推

進等を行うこと。

(2) システムの確立及び維持に関し必要な情報、状況及び措置等を環境管理総括者に報告すること。

4 環境管理委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) システムの目標の達成状況に関すること。

(2) システムの見直しに関すること。

(3) その他環境管理総括者が必要と認めること。

5 システム推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) システムの目標の達成状況を取りまとめて、環境管理責任者に報告すること。

(2) その他環境管理責任者が必要と認めること。

(庶務)

第7条 環境管理組織の庶務は、生活環境部地球環境対策課で処理する。

### 第3章 環境活動組織

(設置)

第8条 継続的な環境の保全及び改善に取り組むため、環境活動組織を設置する。

(組織)

第9条 環境活動組織は、環境活動責任者、総括環境推進員及び環境推進員で組織する。

2 環境活動責任者は、各部局長、議会事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、監査事務局長、企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

3 総括環境推進員は、各部局等の主管課事務を担当する課長をもって充てる。

4 環境推進員は、各部局等の各課・局・室の長をもって充てる。

(職務)

第10条 環境活動責任者は、各部局等の環境推進員に環境保全活動等の実行を指示し、その他環境活動に関し必要な業務を行う。

2 総括環境推進員は、環境活動責任者を補佐し、各部局等における環境活動等の調整を行う。

3 環境推進員は、次に掲げる事務を行う。

(1) 環境関連施策等、エコオフィス活動及び環境法令を遵守した庁舎管理業務の推進等に取り組むこと。

(2) 環境保全活動を実行すること。

### 第4章 環境教育

(環境教育の実施)

第11条 システム及び環境問題に関する職員等の知識の向上及び自発的行動の促進を図り、公共事業等の業務に従事する職員が経験に基づく力量を向上させるため、環境教育を実施する。

### 第5章 外部評価

(外部評価の実施)

第12条 システムの取組状況等について、専門的かつ客観的の評価及び透明性を確保するため毎年1回外部評価を行うこととする。

2 外部評価は、大分県環境審議会総合政策部会において行うものとする。

(評価内容)

第13条 評価内容は、環境関連施策等及びエコオフィス活動の取組結果とし、次に掲げる事項により評価するものとする。

(1) 大分県新環境基本計画に基づく施策の進捗状況、目標の達成状況等

- (2) 環境影響評価法、大分県環境影響評価条例、大分県環境配慮推進要綱に基づく対象事業の概要等及び大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業の件数
- (3) 大分県地球温暖化対策実行計画（第3期）に基づく温室効果ガス排出量の実績等
- (4) 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績等
- (5) その他外部評価に必要な事項

## 第6章 雑則

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 大分県環境マネジメントシステム要綱（平成10年11月1日制定）
  - (2) 大分県環境組織に関する要綱（平成10年7月3日制定）
  - (3) 大分県環境管理委員会要綱（平成10年7月3日制定）
  - (4) 大分県環境マネジメントシステム検討委員会要綱（平成10年11月1日制定）

### 附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

# 大分県環境マネジメントシステム（H23年4月稼働）

(EMS: Environmental Management System)

管理組織

## 環境管理委員会

- 委員長 環境管理総括者(知事)
- 副委員長 環境管理副総括者(副知事)
- 委員 環境管理責任者(生活環境部長)
- 環境活動責任者(部局長)

## 環境マネジメントシステム推進委員会

- 委員長 生活環境部審議監
- 委員 総括環境推進員(主管課長)

環境管理事務局  
(地球環境対策課)

活動組織

環境活動責任者(部局長)  
総括環境推進員(主管課長)  
環境推進員(所属長)

知事部局

本庁  
地方機関

各種委員会

議事事務局  
人事委員会  
事務局  
労働委員会  
事務局  
監査事務局

企業局

本局  
事業所

病院局

県立病院

教育委員会

教育庁  
県立学校

警察本部

警察本部  
警察署  
警察学校

## 活動内容

### 対外的業務

#### 環境関連施策の推進

・新環境基本計画の  
着実な推進

・環境に配慮した公共事業の  
推進  
～環境アセスメント制度の  
推進等～

取りまとめ・点検

生活環境企画課

工事技術管理室  
建設政策課 等

### 対内的業務

#### エコオフィス活動の推進等

・地球温暖化対策実行  
計画の推進  
・グリーン購入推進方針  
による物品調達

・環境法令を遵守した  
庁舎管理業務

取りまとめ・点検

地球環境対策課

### 外部評価

環境分野の有識者

環境審議会総合政策部会

### 研修

職員の環境保全意識の向上

職階別研修・職能別研修の実施

事業活動における主体的・継続的・組織的な環境負荷の低減

## 平成26年度環境影響評価（アセスメント）指導審査実績

平成27年3月31日現在

## ○環境影響評価法対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	大分市・臼杵市における風力発電事業	エコ・パワー(株)	風力発電総出力 最大4.5万kW級	平成27年2月25日付けで配慮書に対する知事意見発出 (現在、事業者が方法書作成中)
2	大岳発電所更新事業	九州電力(株)	地熱発電出力 1.5万kW級	平成25年7月9日付けで方法書に対する知事意見発出 (現在、事業者が現況調査実施中)

## ○環境影響評価条例対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	LOHAS・ECE大分発電所	LOHAS・ECE2(株)	42.7ha	平成26年3月12日付けで実施計画書に対する知事意見発出 (現在、事業者が事業計画見直し中)

## ○大分県環境配慮推進要綱対象事業（☆：平成26年度審査済）

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	一般県道三重新殿線 牟礼前田工区 道路改築事業	県	延長 3.0km	環境配慮調書受理☆

## ○大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業（暫定数）

対象事業部局	事業の種類	事業件数
土木建築部	道路事業	1
合計		1

## 大分県地球温暖化対策実行計画(第3期)に基づく温室効果ガス排出量の実績等

## 1 大分県地球温暖化対策実行計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県が率先して自らの事務事業について温室効果ガス排出量を削減し、県全体の排出量削減を一層推進する。

- ・第1期計画期間 平成12～16年度
- ・第2期計画期間 平成17～22年度
- ・第3期計画期間 平成23～27年度(基準年度:22年度、目標年度:27年度)

## 2 削減目標、目標年度排出量及び平成26年度実績

項目	単位	H22 (基準年度)	H25	H26			H27	
				実績	対基準年比	対前年比	目標値	対基準年比
温室効果ガス排出量	t-CO2	47,595	60,971	58,541	23.0 %	▲ 4.0 %	45,215	▲5%
電気	t-CO2	31,969	47,318	45,661	42.8 %	▲ 3.5 %	30,371	
使用量	千kwh	83,487	77,568	76,296	▲ 8.6 %	▲ 1.6 %	79,313	
庁舎冷暖房用等燃料	t-CO2	7,948	6,627	6,043	▲ 24.0 %	▲ 8.8 %	7,551	▲5%
ガソリン	t-CO2	4,736	4,504	4,326	▲ 8.7 %	▲ 4.0 %	4,499	
その他(軽油等)	t-CO2	2,942	2,522	2,511	▲ 14.6 %	▲ 0.4 %	2,794	
コピー用紙の購入量 (県立学校除く)	千枚	80,365	81,171	82,172	2.2 %	1.2 %	68,310	▲15%
水の使用量	千m3	932	833	792	▲ 15.0 %	▲ 4.9 %	885	▲5%
可燃ごみの排出量	千kg	1,021	976	955	▲ 6.5 %	▲ 2.2 %	970	▲5%

- ①温室効果ガス排出量－基準年比で23.0%増加  
(理由)使用量は各項目とも減少しているが、発電に占める火力発電の割合が高くなったため
- ②コピー用紙の購入枚数－基準年比で2.2%増加  
(理由)災害関連業務や各種計画の策定作業等による業務量の増加のため
- ③水の使用量－基準年比で15.0%減少  
(理由)自動水栓化及び節水意識の向上のため
- ④可燃ごみの排出量－基準年比で6.5%減少  
(理由)ごみの分別意識の向上のため

## 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績

### 1 目的

県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者のグリーン購入への転換を促す。

### 2 根拠

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年5月公布）  
大分県グリーン購入推進指針（平成14年4月策定）（以下、「指針」という。）

### 3 取組

環境物品の選択に当たっては、価格や品質などに加え有害物質の使用が削減されていること、エネルギーの消費が少ないこと、さらにリサイクルされた部品や素材等を使用していることなど環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努める。

具体的には、指針に基づき毎年度重点的に調達すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進する。

### 4 平成26年度調達実績 94.2%（目標100%）

※ 詳細は次項を参照

## 平成26年度 特定調達品目の調達実績

(単位:円)

大分類名	主な品目名	特定調達物品 等購入金額	物品等 購入金額	H26		参考 H25適合率
				適合率	前年比	
紙類	コピー用紙、ティッシュペーパー など	110,097,293	111,786,769	98.49	0.81	97.68
文具類		60,213,059	63,575,165	94.71	▲ 1.94	96.65
オフィス家具等	いす、机、棚、ホワイトボード など	43,309,414	43,916,592	98.62	▲ 0.06	98.68
OA機器	複合機、プリンタ、トナーカートリッジ など	61,136,164	65,354,413	93.55	▲ 1.81	95.36
移動電話	携帯電話	44,792	80,216	55.84	▲ 44.16	100.00
家電製品	冷蔵庫、テレビ受信機、電子レンジ など	3,104,117	3,292,791	94.27	▲ 2.55	96.82
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ストーブ など	2,003,881	2,533,361	79.10	▲ 19.96	99.06
温水器等		466,700	466,700	100.00	5.73	94.27
照明		7,474,666	8,145,208	91.77	▲ 1.23	93.00
自動車等	自動車、乗用車用タイヤなど	192,765,587	205,314,754	93.89	1.61	92.28
消火器	消火器	4,134,241	4,254,001	97.18	2.01	95.17
制服・作業服	制服、作業服、帽子	67,561,324	83,803,938	80.62	▲ 2.93	83.55
インテリア・寝装寝具	カーテン、毛布、ふとんなど	1,186,780	1,297,772	91.45	▲ 4.48	95.93
作業手袋	作業手袋	685,600	1,421,077	48.25	▲ 7.73	55.98
その他繊維製品	ブルーシート、旗、のぼり、幕類 など	3,365,095	3,521,492	95.56	7.92	87.64
設備	燃料電池、日射調整フィルム など	5,724	5,724	100.00	0.00	100.00
災害備蓄用品	レトルト食品、一次電池など	23,144,715	23,158,302	99.94	0.05	99.89
公共工事	製材(製材、集成材、合板、単板積層材) など	74,564	74,564	100.00	0.00	100.00
役務	印刷、庁舎管理、クリーニング など	296,158,512	309,128,326	95.80	0.75	95.05
合計		876,932,228	931,131,165	94.18	0.32	93.86